

# たいほく法人

(題字：遠藤好一さん)

Vol.57

令和元年9月  
(一社)大北法人会



北の安曇野探訪

## さくらさわ 桜沢遺跡 松川村

標高2,268mの有明山の麓は、古墳などの遺跡が多く発見されている場所ですが、今回訪れた桜沢遺跡は縄文中期約5000年前の集落跡で、昭和30年の発掘調査によって縄文時代の竪穴式住居址1軒と遺物が発見されたということです。住居址はその状況から火災に遭い放棄された家であることがわかり、周辺には40に及ぶ柱穴が見つまっていることから、長期にわたり人々が家を建て替えながら住み続けたものと理解されるそうです。現在はその住居址をそのまま使って当時の竪穴式住居が復元され、縄文時代の人々の暮らしぶりを現在に伝えています。遺跡のある場所は桜沢遺跡公園として整備されていて、目の前には壮大な田園風景が広がっています。ここは絵本画家いわさきちひろさんが心の故郷として愛した場所とされ、のどかで美しい松川村の風景を描いた数々のスケッチが残っているそうです。

<b>主 な 内 容</b>	会長・税務署長あいさつ……………	2
	第7回通常総会開催……………	3
	税務署だより……………	4
	人事異動……………	6
	会員企業訪問……………	7
	社会保険労務士より……………	8
	事業報告……………	10
	法人会からのお知らせ……………	11
	税に関する 絵はがきコンクール……………	12



ごあいさつ

一般社団法人大北法人会  
会長 薄井 朋介



ごあいさつ

大町税務署  
署長 菊池 孝次

会員の皆様には日頃より法人会活動に対して積極的なご協力をいただきありがとうございます。本年5月30日の第7回通常総会におきまして会長に選任されました薄井朋介でございます。菊池大町税務署長はじめ税務当局、関係団体の皆様方、そして新役員のご協力を得ながら精一杯務めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、平成から令和という新しい時代を迎えた今、世の中はかつてないほどの速さで変化しており人々の価値観も多様化して行く中で、我々はどうに対応していけばよいのか大いに悩むところであります。また、最近では世界的にも政治・経済共に不安定な時代となってきた中、大北地域では人口の減少が経済活動の最大のマイナス要因となっており、景気も一向に改善する兆しが見えてきません。そのような中で、消費税増税、軽減税率の適用も間近に迫っており、日本はどこに向かっていくのか大きな不安を感じざるを得ません。

法人会においても全国的な会員の減少、法人会の福利厚生制度加入の伸び悩みなどの諸問題を抱えております。しかしながら、世の中がどんなに変化しても法人会は、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」という理念の実現に向かって、一步一步前進していくことが大切だと考えます。また法人会は異業種交流の場でもありますので、会員相互の親睦を深めることにより新たな発想が生まれ、企業発展の一助となることを期待しております。

最後に会員皆様のご発展を祈念し就任の挨拶といたします。

この度の人事異動で、東京国税局京橋税務署から大町税務署長として着任いたしました菊池でございます。

一般社団法人大北法人会の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大北法人会におかれましては、法人会の理念に則り、多年にわたり会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に取組まれ、納税申告制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。

さて、5月1日より、平成から新元号である令和に変わり新しい時代がスタートしました。私どもは、国民の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という使命を果たすべく、納税者の皆様には親切・丁寧なサービスの充実に努める一方で、適正・公平な税務行政の推進のため、悪質な納税者に対しては、調査・徴収を通して厳正な姿勢で取り組んでいるところでございます。

また、本年10月1日に消費税率引き上げとともに、消費税の軽減税率制度が導入される、改正消費税につきましては、さまざまな機会を通じて、制度周知を行っております。

これらの税務行政を取り巻く様々な課題に取り組んでいくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、法人会の皆様のお力添えが必要不可欠であります。

地域のリーダーである法人会の皆様は、税務行政のよき理解者として、税に関する「研修会」をはじめ、「租税教室」や「絵はがきコンクール」などの開催を通じまして、正しい税知識の普及や納税意識の高揚にご尽力いただいておりますことは、誠に心強い限りであり、非常に大きな支えとなっております。

今後とも、税務行政の円滑な推進のため、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人大北法人会の益々のご発展、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

## 令和元年度 第7回 通常総会開催

5月30日(木)、立山プリンスホテルに於いて、第7回通常総会が開催されました。

大町税務署中村俊樹署長をはじめ多数のご来賓と会員の皆様のご出席のもと、提出された議案について審議され全て原案通り承認されました。

任期満了に伴う役員改選では、平成24年7月より会長を務められた吉田良造氏が退任され、新会長に薄井朋介氏が選出されました。

退任された吉田氏には、長野県法人会連合会の通常総会において、関東信越国税局長より感謝状が贈られることが報告されました。また、長年の功績を称え今回退任されることになった坂中正男氏と小松兼俊氏に感謝状、会員増強において目標達成した松川支部、小谷支部に表彰状が贈られました。

総会終了後は漫才師林家カレー子氏による『商売繁盛の秘訣～それはア・イ・ウ・エ・オ～』と題して行われた講演会と、多くの会員の皆様のご参加による懇親会を開催致しました。

### ◆報告事項

- 1.平成30年度事業報告について
- 2.公益目的支出計画実施報告について
- 3.令和元年度事業計画書並びに収支予算書について
- 4.令和2年度税制改正要望事項について

### ◆審議事項

第1号議案 平成30年度財務諸表承認の件

第2号議案 役員改選承認の件

\*内容の一部を附録に掲載します。



## 令和元年度(一社)長野県法人会連合会 功労者表彰



長野県法人会連合会の第7回通常総会が、6月12日松本市「アルピコプラザホテル」において開催され、当会から正副会長が参加致しました。総会では役員改選が行われ、当会より副会長に薄井朋介氏、理事に郷津健氏、理事・青年部連絡協議会長に曾根原幹二氏が選任されました。

議事終了後表彰式が執り行われ、全法連功労者表彰として当会から小松兼俊氏、郷津順一氏、蜜澤茂志氏の3名が受賞されました。

また、吉田良造氏には関東信越国税局長より感謝状が贈呈されました。



税務署だより

大町税務署

# 令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。  
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



- 全ての事業者**
- 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方** 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
  - 飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方** 仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
  - 免税事業者の方** 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



〈令和元年6月〉国税庁

## 個人の方へ スマホでラクラク確定申告

\*スマホ申告スマートフォン(タブレット含む)に最適化したデザインの「スマホ専用画面」を利用して、所得税の確定申告書を作成し、税務署へ提出できる大変便利な申告方法です。



### ① スマホ専用画面をご利用いただける方

スマホで見やすい専用画面!

令和元年分確定申告から(令和2年1月から)は、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が大幅に広がります!

#### 専用画面の利用対象となる方

給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方が専用画面の対象になります。また、医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)をはじめ全ての所得控除(配偶者控除や扶養控除など)に対応するなど、たくさんの方の申告が、ますますカンタン・便利になります!

#### 利用対象以外の方でも

専用画面の利用対象以外の方も、パソコン画面(Web画面)によりスマホで申告することができます!



### ② スマホ専用画面の操作方法(申告書の作成方法)

画面の案内に従いラクラク操作!

金額などの必要事項を画面の案内に従い入力するだけで、簡単に確定申告書が作成・送信できます!

**作成コーナーへアクセス**  
「作成コーナー」と検索し、「確定申告書等作成コーナー」のボタンをタップ。申告書の作成を開始します。

**提出方法を選択**  
申告に関する質問に「はい/いいえ」などで回答した後、申告書の提出方法を選択します。

**金額などを入力**  
画面の案内に従い「ID(利用者識別番号)※」や「収入、控除」などを入力します。

**e-Taxで送信**  
入力した申告書をe-Taxで送信し、申告書データを保存※します。

※ 画面は開発中のものであり、実際の画面と異なる場合があります。  
※ ID・パスワード方式によるe-Tax送信例になります。



### ③ 申告書のe-Taxなどの提出方法

e-Taxで提出完了!

#### e-Taxで送信・提出【推奨】

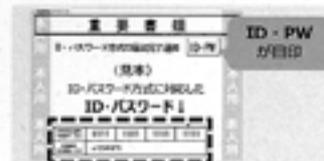
##### ID・パスワード方式で送信!!

スマホで作成した申告書は、①ID(利用者識別番号)と②パスワード(暗証番号)を入力し、e-Taxで送信することで税務署への提出が完了します!

##### ～IDとパスワードは～

税務署の窓口で職員と対面による本人確認を行った後に発行しております。発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お気軽にお近くの税務署にお越しください。

※ 発行手続は5分程度かかります。



##### マイナンバーカード方式で送信!!

令和元年分確定申告から(令和2年1月から)は、マイナンバーカードと対応スマホをお持ちの方は、スマホでカードを読み込み、カード取得時に設定した暗証番号を入力することで、e-Tax送信ができるようになります!

#### 郵送等で提出

e-Tax以外でも、スマホで作成した申告書(保存した申告書データ)をご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)で印刷し、税務署へ出向くことなく郵送等で提出することもできます!

スマホ申告に関するお問い合わせは

e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)  
受付時間: 月曜～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く)

## ●大町税務署定期人事異動

7月10日付大町税務署の定期人事異動がありました。法人会に関係する職員を紹介します。

### 新任

職名	氏名	前任地
税務署長	菊池 孝次	東京国税局 京橋税務署
法人課税部門統括国税調査官	吉田 博之	関東信越国税局 総務部営繕監理官
法人課税部門上席国税調査官 (法人会担当)	宮下 等	同署

敬称略

### 前任

職名	氏名	新任地
税務署長	中村 俊樹	関東信越国税局
法人課税部門統括国税調査官	宮澤 正和	関東信越国税局
法人課税部門上席国税調査官 (法人会担当)	常田 武司	松本税務署

敬称略

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの  
 手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で  
 効率UP!

## 納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、  
 簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

### ■所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコン  
 やスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタ  
 を準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない  
 方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務  
 署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

e-Taxを利用して所得税及び  
 復興特別所得税の申告をすると  
 こんなメリットが!

添付書類の  
 提出省略<sup>(注)</sup>

還付が  
 スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出  
 又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
 e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
 WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

会員企業訪問

和食 織是 orize (大町市)

今回は、8月1日で開店から一周年を迎えた和食『織是』さん(賛助会員)を訪問させていただき代表の玉城健さんにお話を伺いました。



玉城さんは東京都日野市のご出身で、ご結婚後奥様の出身地大町市へ移住されました。田んぼや畑の手伝いをしながら育ったという玉城さんは、青果市場で働くうちに自分の作った物を食べてもらいたいという気持ちが芽生え、農業に打ち込むようになっていきました。玉城さん

の作るお米は特別栽培米と言って農薬を基準値の半分以下に抑えたもので、こしひかり・あきたこまち・とどろき(酒米)といった種類の米を近所の方々等の指導を受けながら作っています。その姿を見た農家から次々と米作りを依頼されるようになり、現在はなんと4町3反ほどの田んぼを種まき以外はほとんど一人で作っているそうです。自分の作った物を食べてもらいたいという気持ちから始まった農業でしたので、提供する場所を得るために料亭に働きに入ったり、農業収入は直ぐには入らないため移動販売車による営業も同時に行っていたそうです。

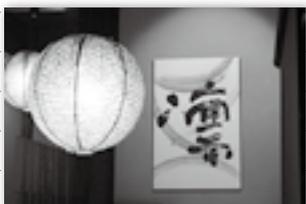
お店のある場所は以前お蕎麦屋さんだった所ですが、閉店後移動販売のために厨房を使わせてもらっていた事で大家さんから買わないかと声がかかり、この建物を購入しようと決意したのだそうです。しかし、玉城さんはこの時まだ20代後半の若さでしたから古い大きな建物の購入と新事業には親戚中が大反対したそうです。



そこで言葉で説明するより行動で示そうと思った玉城さんは、夏は朝に田んぼや畑仕事を済ませその後料亭での仕事、帰って来てまた田んぼへ向かうといった毎日を送り、冬は酒蔵、休みの日は移動販売車で営業と休む間もないくらいに働いたそうです。そしてその行動と事業計画の作成により税理士である親戚が納得し、今では親戚中が応援してくれているのだそうです。



古民家をリノベーションした趣のある店内には、立派な書が何枚も飾られています。これらは、たまたま玉城さんが買い物に訪れたホームセンターで、大きな荷物を運ぶのに困っていた年配の女性に声をかけ家まで運んであげた事が縁でその女性からお礼にと贈られた自身の書なのだそうです。



玉城さんの優しさが溢れた店内で、愛情をこめて育てたお米と自慢のお料理を堪能しに訪れてみては如何でしょうか。

玉城さん、お忙しい中ありがとうございました。

定休日 毎週火曜日 営業時間 11:00~14:00 夜の営業はご予約のみ  
〒398-0001大町市平6426-1 TEL0261-85-2371 FAX0261-85-2372

## トピックス

# 「同一労働同一賃金」と向き合う



社会保険労務士 **みずの まさや**  
**水野 誠也**

今国会の最重要法案である「働き方改革関連法案」が6月29日に可決成立しました。法案は労働基準法を2018年6月に国会で成立した、「働き方改革関連法」の中の大きな柱の1つに、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法の改正による非正規雇用労働者の待遇改善に関する内容が含まれています。この法改正を受け、大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月までに正規・非正規労働者間の不合理な待遇差を解消することが求められています。

今回の法改正では、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導や行政ADRの規定の整備が行われました。

特に ①不合理な待遇差を解消するための規定の整備 では、無期雇用のフルタイム労働者であるいわゆる正社員と有期雇用労働者・パートタイム労働者、派遣労働者などの非正社員との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのかを示す「同一労働同一賃金ガイドライン」が公表され、各企業の対応を求めています。

今回は、「同一労働同一賃金ガイドライン」の中から、各社で対応を検討すべき事項をピックアップしてお伝えします。

## 基本給の決定

基本給の決定に際して、皆さんはどのような基準で決定していますか？

「同一労働同一賃金ガイドライン」では、社員の能力又は経験に応じて支給する場合について、正社員と同一の能力又は経験を有する非正社員には、能力又は経験に応じた部分につき、正社員と同一の基本給を支給しなければならないとされています。

実務的には正社員と非正社員の間に生じている基本給の差について、それぞれが担う業務の内容、責任の度合い、権限の与えられ方など仕事の中身を明らかにしたうえで、時間あたりの賃金額を比較し、社員から説明を求められた際に生じている差が不合理でないことを説明できるようにしておくことが必要となるでしょう。

## 賞与の支給

賞与の支給については、支給の根拠が業績等への社員の貢献に応じて支給するものであれば、正社員と同一の貢献である非正社員には、貢献に応じた部分については、正社員と同一の賞与を支給しなければならないとされています。またノルマや責任の度合いなどにより差を設ける場合には、その差に応じた支給を行うことが必要とされています。

正社員は賞与あり・非正社員には賞与なしという待遇差を設けている会社は多いと思いますが、今後はその待遇差について、不合理でないことを説明できるようにしておく必要があります。

## 病気休職・慶弔休暇

正社員に病気休職の制度がある場合、パート社員には正社員と同一の病気休職の取得を認めなければならないとされています。また有期契約社員にも労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならないとされました。これは病気休職制度が療養期間中の解雇を回避するための制度であり、主旨・目的と照らして正社員・非正社員間で差を設けることの合理性が乏しいためと考えられます。

また正社員に慶弔休暇の制度がある場合も、非正社員にも同様に付与することが求められます。結婚式や葬儀の準備・出席のための休暇という慶弔休暇の主旨・目的と照らせば、正社員・非正社員間で差を設けることは合理性が低いといえます。ただし、ガイドラインでは例えば週2日勤務のパート社員等が慶弔休暇の付与対象となった際、休日の振替を基本としつつ、振替が困難な場合のみ慶弔休暇の付与を認める取扱いの問題にならないとしています。

ここまで、基本給、賞与、病気休職・慶弔休暇について紹介してきました。まず自社の就業規則等にこれら項目がどのように規定されているかをご確認いただきたいと思います。各待遇に関する項目について「同一労働同一賃金ガイドライン」と照らし合わせながら、変更が必要な事項の対応を進めてゆく必要があります。

今までは単純に「パートだから」「採用時の労働条件だから」との理由付けで差を設けてきた各待遇について、その待遇差が不合理でないことの理由付けが今後は必須になります。理由付けができない待遇差については見直しが必要になってくるでしょう。

改正法の施行は中小企業については2021年4月です。時間的な余裕があるように感じますが、賃金の支払いに直接関係するものですので、相応の時間をかけて検討する必要があります。各社においては、まずは課題を明らかにしてスピード感をもって対応いただくことをお勧めします。

## 事業報告

### ◆絵はがきコンクール表彰



第5回税に関する絵はがきコンクールの表彰式が各学校を訪問して執り行われました。3月12日は大町税務署長、吉田会長、伊藤女性部長が池田町立会染小学校を訪問し、受賞者に表彰状および記念品を贈呈しました。入賞作品は裏表紙でご紹介します。

### ◆全国女性フォーラム参加：女性部

煌めく女性の輪 一富山から未来へー

4月25日、全国女性フォーラムが富山県富山産業展示館テクノホールで開催され、全国各地から約1,700名の女性部員が集いました。記念講演会は俳優で映画監督の奥田瑛二氏により「わが映画人生」と題して行われました。その後の式典ではスローガンの唱和、活動事例発表、大会宣言等が行われました。会場には全国から応募された絵はがきコンクールの作品が展示されていて、女性部員達はその見事な作品の数々に驚いていました。



#### <女性部会スローガン>

わたしたち法人会女性部会は  
法人会組織の一員として  
研修、交流を通じた部会員の資質向上と  
社会への貢献をめざす  
法人会活動の充実に努めます

### ◆研修会開催：青年部

<改正労働基準法対策セミナー>

7月16日、青年部はAIG損害保険㈱との共催により公益共催セミナーを開催しました。特定社会保険労務士の荒木康之氏を講師に迎え、本年4月より順次施行されることになった改正労働基準法における労働時間管理の実務対応を中心に働き方改革関連法にも触れながらその対策について学びました。



### ◆租税教育活動：青年部

『租税教室』開催・・・八坂小学校

7月19日、青年部は八坂小学校を訪問し6年生児童を対象に租税教室を行いました。曾根原部長が講師となり税金の種類や使い道などをわかりやすく説明しました。



『税金クイズ大会』開催

8月3日、青年部は大町やまびこまつりにおいて、今年で7年目となる租税教育活動「税金クイズ大会」を開催しました。猛暑の中沢山の子供たちが訪れ、真剣にクイズに挑戦してくれました。熱中症を気遣いながら子供たちに楽しく税にふれてもらえるよう青年部員がポップコーン作りに奮闘し会場を盛り上げました。同時



に女性部によるイチゴプロジェクトの節電うちわの配布や税に関する絵はがきコンクールの作品を展示しました。

# 法人会からのお知らせ

## ●決算説明会開催のご案内

- ◆日時 令和元年10月9日(水) 13時30分より
- ◆会場 大町商工会館2F 大会議室 \*9月10月11月決算月企業対象

## ●年末調整説明会開催のご案内

給与所得者に係る年末調整説明会が下記の日程で開催されます。

開催日	開催時間	開催場所	対象地域(者)
11月14日(木)	13:30~15:30	すずの音ホール 松川村84-1	池田町・松川村
11月18日(月)	13:30~15:30	白馬村役場 201・202 会議室 白馬村北城7025	白馬村・小谷村
11月20日(水)	13:30~15:30	サンアルプス大町 2階大会議室 大町市大町1601-2	大町市

\*都合により、指定された会場(日時)に出席できない場合には、他の会場(日時)に出席することが可能です。

## ●会員増強運動実施中

法人会では、新規会員及び青年部員・女性部員を募集しています。

一般社団法人移行後、法人会事業にご賛同頂ける法人の他、個人もご加入頂けるようになりました。是非お知り合いの方をご紹介しますようお願い致します。

## ●大北法人会インターネットセミナーのご案内

大北法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taihoku>

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

会員のID・パスワードは事務局へお問合わせください。

## 法人会費納入のお礼

本年度(令和元年度)会費を6月28日または7月1日に特約頂いているご指定の口座から引落しさせていただきました。厚くお礼申し上げます。

なお、領収証が必要な方は事務局までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

..... 大北法人会事務局 TEL (0261) 22 - 3493 .....

令和元年度 第5回 税に関する絵はがきコンクール

作品のご紹介

最優秀賞 宮澤琴美さん



大北法人会長賞 西澤日向乃さん



審査員特別賞 吉川陽菜さん



大町税務署長賞 丸山楓花さん



大北法人会女性部長賞 小林万桜さん



奨励賞 木下萌音さん



アイデア賞 鈴木颯空さん



デザイン賞 那須要太さん



奨励賞 西澤穂姫さん



奨励賞 山田陽葵さん